

日 時：令和元年 11 月 28 日（木） 11：00

場 所：市役所第 4 会議室

出席者：市長、副市長、理事、理事兼総合政策監、政策推進室長、総務部長、消防長、
観光交流課長、防災課長、政策推進室長補佐、秘書係長

取材者：岩手建設工業新聞社、テレビ岩手、朝日新聞、河北新報、共同通信、東海新報、
岩手日報、読売新聞、NHK、岩手めんこいテレビ（敬称略、順不同）

市長挨拶

みなさんこんにちは。いつもお世話様でございます。早いもので第 4 回、12 月で議会が閉会します。今年も一年が過ぎようとしていますが、陸前高田市におきましては、道の駅のオープン等様々な施設が出来てきまして、たくさんの方々に足を運んでいただける素地は出来てきたかなと考えているところです。ワタミのオーガニックファームや、22 年の全国植樹祭の式典会場に決定など、明るい話題もございました。今後につきましても、きょうされん全国大会の陸前高田市での開催など、交流人口の拡大なども順調に進んでいくと考えています。

一方で、復興につきまして、当初の 10 年間という期間では来年度 1 年残すのみとなり、現在は予算編成等行っておりますが、まずは復興、ハードのところをきっちりやっていきたいと考えています。

市政懇談会を全 11 か所でさせていただきましたが、地域からのご要望がたくさんありました。昨今の気象状況においても市民の皆様が大変心配されていますので、併せてそちらについても意を用いながら市政運営をしていかななくてはと考えているところです。

本日は、第 4 回市議会定例会の内容につきまして説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

会見項目

(1) 令和元年第 4 回市議会定例会について

担当者)

会期につきましては、11 月 29 日から 12 月 11 日までの 13 日間で、一般質問通告件名につきましては、10 名から通告を受けております。

提出案件であります。提出議案が 28 件であります。

議案第 1 号から議案第 3 号は、市道路線の廃止、変更、及び、認定についてであります。土地区画整理事業及び高田松原公園の整備等に伴うものであります。

議案第 4 号及び第 5 号は、陸前高田市漁港海岸 災害復旧（電気設備）その 2 工事、及び今泉北地区埋設物等撤去工事の請負契約締結であります。

議案第 6 号から議案第 9 号までは、只出漁港海岸 災害復旧（防潮堤）工事ほかの、変更請負契約の締結であります。

議案第 10 号は、財産の処分であります。県立高田高等学校のグラウンド用地としての市有地の処分であります。

議案第 11 号から議案第 13 号までは、それぞれ陸前高田市市民の森、地域資源活用 総合交流促進施設（横田町の川の駅）、まちなか交流広場の指定管理者を指定しようとするものであります。

議案第 14 号は、陸前高田市議会議員及び陸前高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例であります。公職選挙法の一部改正に伴い、市議会議員及び市長の選挙におけるビラの作成を公営の対象とするものであります。

議案第 15 号は、陸前高田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。特別職の職員の給料を改定しようとするものであります。

議案第 16 号は、陸前高田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例であります。地方公務員法の一部改正に伴うものであります。

議案第 17 号は、陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。岩手県の人事院勧告に伴い一般職の職員の給料を改定しようとするものであります。

議案第 18 号は、陸前高田市コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例であります。気仙地区コミュニティセンター及び陸前高田市民文化会館の整備に伴うものであります。

議案第 19 号は、陸前高田市火災予防条例であります。消防法令に関する重大な違反のある対象物の公表制度の導入に伴うものであります。

議案第 20 号は、陸前高田市水道事業給水条例の一部を改正する条例であります。水道法及び水道法施行令の一部改正に伴うものであります。

議案第 21 号は、陸前高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例であります。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与勤務時間等を定めようとするものであります。

議案第 22 号は、陸前高田市東日本大震災遺構保存条例であります。震災遺構を保存し東日本大震災の記憶と教訓を後世に継承するものであります。

議案第 23 号、議案第 25 号、議案第 27 号、及び議案第 28 号は、人事院勧告に伴う職員の人件費の補正であります。

議案第 24 号は、令和元年度陸前高田市一般会計の各事業費の補正予算（第 5 号）であります。

今回の補正の内容であります。復旧・復興関連事業費等を計上しているところであり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 23 億 5,507 万 7 千円を追加し、総額をそれぞれ、778 億 7,143 万 5 千円とするものであります。

主な事業であります。

「福祉灯油 支給事業費」に、約 600 万円、
「水産業共同利用施設復興整備事業費」に、約 2,680 万円、
「交流人口拡大事業費」に、マーライオン像建設工事費として、約 360 万円
「高田地区土地区画整理事業費」に、約 3 億 4,170 万円
「高田南地区復興整備事業費」に、約 13 億 9,700 万円
「漁港施設単独災害復旧事業費」に、約 1,940 万円
「公共土木施設の災害復旧事業費」に、約 5,800 万円
「道路橋梁の災害復旧事業費」に、約 2 億 4,300 万円
「小学校施設災害復旧事業費」に、約 1,400 万円
などを、計上させていただいたところであります。

議案第 26 号は、国民健康保険特別会計補正予算第 3 号であります。説明は省略させていただきます。

以上で議案の説明を終わります。

【質疑】

質問)

一般会計補正予算の中災害復旧費とあるが台風 19 号によるものか、東日本大震災か。
政策推進室長)

台風 19 号関連によるもの。

質問)

今回の事業費のトータルの金額はいくらか。

政策推進室長)

詳細は、予算書を確認して、改めてお示しする。

理事)

おおよそ3億5,000万円。

質問)

議案第22号の震災遺構についてのお考えを。

副市長)

今回残している4つの施設の震災遺構、「人に見せる」ということを含めて管理をしっかりやっていく。なぜこのタイミングかということ、今後、中を見ていくとなると、建築基準法の適用となるが、遺構を「適用となる建物」に直すわけにはいかないの、特例を認めるためには、「保存する」遺構として条例を作り、「建築基準法適用外」を求めていくため。

質問)

震災遺構は、一つしか対象にならないと思うのだが。

副市長)

「1市町村で1遺構」というのは、国の「方針」であり、法律で決めているものではない。陸前高田市としては、5遺構はすべて震災遺構。当然、国から補助をとると、全てもらえるものでもないの、そこは国の予算、県の補助要綱もるので、交渉しながら進めていく。

質問)

ちなみに「1市町村1遺構」は、陸前高田市は決まっているのか。

理事)

陸前高田市の「1市町村1遺構」とするのは、タピック45。指定を受けた中で整備する。

その他、奇跡の一本松はそのままで保存状態であり、ユースホテルについてもそのままで保存状態、旧気仙小学校については県事業とする。下宿定住促進住宅については、周りの環境整備のみのため、多くの予算を必要としない。

質問)

奇跡の一本松は国のものではないか。

副市長)

国が管理、市が所有である。条例等は市で行う。

質問)

議案第15号での特別職とは。どのように給与を改正するのか。

総務部長)

11月に特別職報酬等審議会を開催。これは、昨年度の議会においての議員からの発言を受けてのもの。市としては、県内市町村の報酬等の現状をお示しし、白紙の状態委員の方々に審議していただいた。

結果として、審議の中で、市長の給料について、中里市長時代に自ら県内の市町村の下位レベルまで減額したものが、県内の市の最低レベルまで金額を引き上げるべきとのご意見をいただいたもの。

その他の特別職報酬等については、特にご意見はなかった。

ただ、議員報酬については、報酬額は現状のままとしながらも、議員定数の削減と

併せて、報酬の見直しも検討してはどうかとのご意見があり、それを附帯意見としてはどうかとのご意見もいただいたが、今回の特別職報酬等審議会では報酬額等について審議しており、定数については触れなくてもいいのではとの意見でまとめ、報酬額の見直しについての言及はなかった。

質問)

市長の給料はいくらからいくらか。

市長)

656,000円から、770,000円。

理事)

今のお話にもありましたが、県内の市の首長レベルから申し上げますと、今回上げたとしても最下位レベル。

質問)

市長のお考えを。

市長)

私自身の給料について、どうのこうのという話はない。

ただ、経緯を申し上げますと、私が副市長当時、財政が厳しいということで、中里市長自らが条例の本則の方で20パーセントカットした。その後さらに10パーセントカットと出したが、議会で否決され、その次の議会にて7パーセントカットが可決された。

私は、副市長時代から7パーセントカットを震災後までやってきた。その後、「カットはもういいのでは」という声を受けて、二期目で外している。

議会から議員報酬について、「報酬が低いと選挙に出る人がいない、若手からなり手が無い」と特別職報酬等審議会の開催の申し入れがあった。しかし「選挙前にするのはどうか。次の選挙を終えてから。」と今タイミングとした。実際は、今回の選挙での候補者の数の多さから、原因は報酬でないとして今回の結論に至った。

私がいつまでも首長をやっているわけではない。次の方々のことを考えれば見直しも必要になってくる。岩手県内の首長（市町村）の中で私は下から7番目。

市としてのあたりまえの額に戻したほうが良いという審議会のご意見。

今回はあえて白紙で出している。委員のみなさまのご意見を尊重し、議案としてご提案する。

理事)

市長ご自身は、今の発言のようなお考えがありながらも「いらぬ」とおっしゃった。昨年9月定例会で、議員から報酬の見直しが必要ではないかという意見が出された際に、私から「一段落してから考える」と回答申し上げた。今回は白紙委任の形で諮問をさせていただいた。その結果。

(2) 令和2年2月までの行事予定について

担当者)

11月30日川崎フロンターレ「陸前高田ランド冬」、12月1日剣豪千葉周作顕彰第21回少年剣道錬成大会。7日から14日まで、米国クレセントシティ市に陸前高田市訪問団35名が訪問する。明日29日にその結団式が庁舎4号棟第6会議室にて開催される。8日気仙地区婦人消防連絡協議会指導者研修会、12日持続可能な開発目標（SDGs）推進に係る陸前高田市と法政大学の協力に関する協定の締結式。なお、取材申し込みは前日正午まで。22日スポーツ少年団交流スポーツフェスティバル、これは、スポーツ少年団主催の綱引き・長縄飛びの大会となっている。同22日防災マイスター養成講座の閉講式。令和2年1月5日消防出初式、6日新年交賀会、12日成人式、市としては、12月27日が仕事納め、1月6日が仕事始めとなる。

行事予定につきましては、以上です。

【質疑】

質問)

SDGsに係る協定についてお話いただきたい。

市長)

陸前高田市議の畠山さんが法政大学出身でもあり、そのつながりもあって、今回のお話をいただいたと認識している。法政大学の学長さんも女性であり、やはり、ジェンダーフリーや女性活躍、そういったところに非常に重きを置いておられる。私たち市役所の中でも、これからもっともっと女性の登用をと考えているところ。私とすればその点を一緒に実行していきたい。今後の話の中で、可能性のあるものは実行していきたい。

質問)

例えば、市役所の幹部に女性を増やすための知見を、という意味か。

市長)

知見もそうだが、法政大学さんからは、これを機に大学職員の派遣をとのご提案をいただいている。大学の先生ではなくて職員の方に、例えば、市役所で1年間インターン的なことができないかというお話も頂いている。

SDGsということで締結させていただくが、それのみならず、地方自治体と大学の関係中で人事交流やノウハウ等のやりとりができればと考えている。

質問)

女川原発2号機が、震災被災原発で2基目に合格したことを受けてお考えを。

市長)

女川の方々がどう思っらっしゃるか分からない中での発言は控えたい。

ただ、我々が東日本大震災で津波を浴びた翌日、漏れ聞こえてくる警察無線から福島原発のことを初めて知って、本当に絶望したのを覚えている。

本当に安全に配慮して欲しい。住民は、何かあったら本当に苦労されるし大変な思いをされる。合格は合格だろうが、その後の運用のところの方が一のことが起こった

時の対応も含めた合格としないと、我々の心配が払拭されたことにはならない。

ただし、このことについては、地域の方々を飛び越えてご意見申し上げることではない。

質問)

復興庁の存続について、陸前高田市としての継続に対する要望はあるか？

市長)

実際に私たちは要望させていただいている。

基本的には、今やっているハード事業については、しっかりと最後までさせていただきたいということは、最低条件でお願いしているところ。心のケア等についても、現地での認識と国による認識は一致しているのかという問題がある。現場からの声とすれば、例えば、津波を知らない子どもたちが津波経験のある親の影響で心が不安定になっているという例もある。ぜひ、現地の声を聞いて気を配っていただきたい。

国会議員の先生方等いろんな方たちからのお話を聞く中では、概ね、私たちの意見は反映されていくのではないかと期待している。

以 上